

第66号議案

府中市下水道事業の設置等に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の財務規定等を適用するため、条例を制定するものであります。

府中市下水道事業の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）の規定に基づき、下水道事業の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(下水道事業の設置等)

第2条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、府中市（以下「市」という。）に下水道事業を設置する。

2 法第17条本文の規定により下水道事業に設ける特別会計は、府中市下水道事業会計と称する。

(法の財務規定等の適用)

第3条 法第2条第3項及び令第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 処理区域、計画人口その他の下水道事業の規模に関する事項は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の事業計画に定めるところによる。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第

243条の2の2第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納及び支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第8条 下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が100万円を超えるもの
- (2) 市がその当事者である訴えの提起又は和解で、その目的の価格が100万円を超えるもの
- (3) 法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で、その額が100万円を超えるもの

(業務状況説明書類の作成及び公表)

第9条 市長は、法第40条の2第1項の規定により、4月1日から9月30日までの下水道事業の業務の状況を説明する書類（以下この条において「業務状況説明書類」という。）を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況説明書類を5月31日までに作成し、遅滞なく、これらを公表しなければならない。

2 業務状況説明書類には、次に掲げる事項を掲載し、11月30日までに作成する業務状況説明書類においては同日の属する事業年度（法第19条に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。）の直前の事業年度の決算の概況を、5月31日までに作成する業務状況説明書類においては同日の属する事業年度の予算の概況及び事業の経営方針を明らかにするものとする。

- (1) 事業の概況

(2) 経理の概況

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするために市長が必要と認める事項

3 天災その他のやむを得ない事由により、第1項に定める期日までに業務状況説明書類を作成し、公表することができなかつたときは、市長は、事由のやんだときから1月以内に期日を定めてこれを作成し、これを公表しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(府中市特別会計条例の一部改正)

2 府中市特別会計条例（昭和39年4月府中市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、」を「公共用地取得事業のため、府中市公共用地特別会計を」に改め、同条各号を削り、同条の見出し及び条名を削る。

第2条を削る。

(府中市基金条例の一部改正)

3 府中市基金条例（昭和40年4月府中市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「、同下水道事業特別会計の歳計剰余金は下水道施設改築基金に」を削る。